

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

上場申請会社

前澤ホールディングス株式会社

提出会社

前澤工業株式会社

前澤化成工業株式会社

目次

頁

表紙

第一部 組織再編成に関する情報	1
第1 組織再編成の概要	1
1. 組織再編成の目的等	1
2. 組織再編成の当事会社の概要	4
3. 組織再編成に係る契約等	4
4. 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠	17
5. 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違	20
6. 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利	20
7. 組織再編成に関する手続	21
第2 統合財務情報	22
第3 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約	25
第二部 企業情報	26
第1 企業の概況	26
1. 主要な経営指標等の推移	26
2. 沿革	26
3. 事業の内容	26
4. 関係会社の状況	28
5. 従業員の状況	28
第2 事業の状況	30
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	30
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	30
3. 事業等のリスク	30
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	33
5. 重要な契約等	33
6. 研究開発活動	33
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 上場申請会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	38
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	39
第5 経理の状況	49
第6 上場申請会社の株式事務の概要	49
第7 上場申請会社の参考情報	49
1. 上場申請会社の親会社等の情報	49
2. その他の参考情報	49
第三部 上場申請会社の保証会社等の情報	51
第四部 上場申請会社の特別情報	51
第1 上場申請会社の最近の財務諸表	51
1. 貸借対照表	51
2. 損益計算書	51

3.	株主資本等変動計算書	51
4.	キャッシュ・フロー計算書	51
第2	保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表	51

【表紙】

【提出書類】

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社である前澤ホールディングス株式会社（以下「当社」、「上場申請会社」または「共同持株会社」という。）は、株式移転（以下「本株式移転」という。）により2026年6月1日に設立登記する予定であります。

（注）本報告書提出日の2026年5月1日において、当社は設立されておきませんが、本報告書は、設立予定日である2026年6月1日現在の状況について説明する事前提出書類ですので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用しておきません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山 隆介 殿
【提出日】 2026年5月1日
【会社名】 前澤ホールディングス株式会社
【英訳名】 MAEZAWA Holdings CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 宮川 多正
【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目6番1号
【電話番号】 下記統合2社の連絡先をご参照願います。
【事務連絡者氏名】 同上
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 同上
【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 前澤工業株式会社
【英訳名】 Maezawa Industries, Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮川 多正
東京都中央区新川一丁目5番17号
【本店の所在の場所】 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は以下の場所で行って
おります。）
【電話番号】 —
【事務連絡者氏名】 —
【最寄りの連絡場所】 埼玉県川口市仲町5番11号
【電話番号】 048-251-5511（代表）
【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理本部副本部長 中谷 啓司

【会社名】 前澤化成工業株式会社
【英訳名】 MAEZAWA KASEI INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 田中 理
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町17番10号
【電話番号】 03-5962-0711（代表）
【事務連絡者氏名】 経営企画室 室長 大庭 広紀
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小網町17番10号
【電話番号】 03-6264-9911
【事務連絡者氏名】 経営企画室 室長 大庭 広紀

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

前澤工業株式会社（以下「前澤工業」といいます。）は、1937年の創業以来、「水とともに躍進し 人間らしさを求め社会に貢献できる魅力ある企業」という経営理念のもと、「水」に関わる分野の社会資本整備に加え、近年では再エネ・省エネによる社会への貢献に積極的に取り組み、人と環境に優しい技術・製品を提供してまいりました。主力の上下水道事業における、少子高齢化に伴う人口減少、技術者不足や施設・設備の老朽化といった数多くの課題への対応に加え、脱炭素・資源循環型社会の実現に向けたエネルギー問題への対応等、前澤工業グループが果たすべき役割がますます重要なものとなる中、中期3ヵ年経営計画（2024年度～2026年度）では「人と技術力で未来を拓く」のスローガンのもと、社会・市場変化の中での価値創出・持続的成長に向けて、重点施策「成長戦略の推進」、「既存事業の収益力強化」、「企業価値向上に向けた経営基盤の強化」に取り組んでおります。上記施策により、2025年5月期の連結売上高は前期比2.7%増の37,499百万円と堅調に推移する一方で、今後、より一層の成長を目指すにあたり、官民連携案件への取り組み強化、顧客ニーズに応える提案力の強化、既存事業に留まらない新規事業への取り組み等を課題として認識しております。

前澤化成工業株式会社（以下「前澤化成工業」といいます。前澤工業及び前澤化成工業を併せて以下「両社」といいます。）は、1954年の設立以来、「人々をゆたかにする心と技術をはぐくみ、社会のために幸せを創造する」という経営理念のもと、上水道、下水道の分野に軸足を定め、豊かで快適な住環境に繋がる住環境改善製品や、治水・水害などの防災・減災関連製品の開発、製造、販売を通じて、水環境のライフラインを支えてまいりました。

少子高齢化の進展に伴う人口減少に加えて、建築資材価格や人件費上昇による住宅価格の高騰、将来的な金利上昇リスクの顕在化等から、戸建住宅市場の縮小が懸念される厳しい経営環境にある中、4つの基本方針「グループ収益力の強化/新たな企業価値の創出」、「収益基盤の強化」、「戦略的成長投資の実行と資本効率の向上」、「サステナビリティ経営の推進」とこれらの基本方針に基づいた重点戦略を着実に実行することにより、持続的な成長と企業価値の向上を図っております。

2025年3月期の連結売上高は、市場規模の縮小が懸念される中、前期比1.0%増の24,166百万円と堅調に推移しておりますが、今後、より一層の成長を目指すにあたり、管工機材事業における新たな市場の開拓/事業領域の拡大、管工機材事業に続く第2の柱として位置付けている水・環境エンジニアリング事業の強化等を課題として認識しております。

かかる状況及びこれらの課題を踏まえて、更なる事業成長及び企業価値の向上のためには、経営統合により「水」という社会の重要インフラを支える、より強固な事業基盤を確立する必要があるとの共通認識を持つに至り、両社は、共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて合意いたしました。

両社は、本株式移転の方法により両社の親会社となる共同持株会社を設立し、両社の経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）により、各々の強みを生かして対応可能な事業領域を拡大することで、高いシナジー効果が発揮できるものと考えております。両社の経営資源を活用した顧客・地域課題に応じた提案を通じて、上下水道施設の老朽化への更新需要の取り込み、案件形成による競争力強化、バイオガспラントや産業排水処理システム等、各々の得意分野を組み合わせることによって新たな収益機会の創出に繋げてまいります。とりわけ污水处理の分野においては、污水处理の広域化・共同化や地域特性を踏まえた施設の整備が進められていく中で、下水道、農業集落排水、浄化槽といった両社のソリューションを融合することでワンストップの提案が可能となり、競争優位性を確立できると考えております。

また、これらに加えて、両社一体となり財務基盤を統合させることで、戦略的投資の規模拡大や両社の既存設備・ITシステム・資産の相互活用等を通じた更なる収益力の強化や、両社で共通する間接機能等の有機的な再編成による、従来単体では実現できなかったコスト削減や新たな取り組みへのリソース投下等も本経営統合のシナジー効果として期待しております。

両社は、上記の取り組みを通じて持続的成長と企業価値の更なる向上を実現し、「水のマエザワ」として総合水ソリューション企業グループを目指してまいります。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

ア. 上場申請会社の概要

(1) 商号	前澤ホールディングス株式会社 (英文表示: MAEZAWA Holdings CO., LTD.)
(2) 事業内容	子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業
(3) 本店所在地	東京都中央区八重洲一丁目6番1号

(4) 本社所在地	東京都中央区八重洲一丁目6番1号	
(5) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役兼社長執行役員 代表取締役兼副社長執行役員 監査等委員 監査等委員 監査等委員（社外取締役） 監査等委員（社外取締役） 監査等委員（社外取締役）	宮川 多正 田中 理 井上 照孝 伊東 正博 細田 隆 加藤 真美 加藤 達也
(6) 資本金	100百万円	
(7) 純資産（連結）	現時点では確定しておりません。	
(8) 総資産（連結）	現時点では確定しておりません。	
(9) 決算期	3月31日	

イ. 上場申請会社の企業集団の概要

共同持株会社設立後の、共同持株会社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、両社の株主総会による承認及び本株式移転を行うにあたり必要な許認可等を得られることを前提として、2026年6月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる共同持株会社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等	
					共同持株 会社役員 (名)	共同持株 会社従業員 (名)
(連結子会社) 前澤工業株式会社	東京都中央区	5,233	上下水道用水処理機械設備、 産業用水処理機械設備、有機 性廃棄物資源化設備などの製 造・販売・修繕・維持管理・ 運営	100.0	3 (予定)	未定
前澤化成工業株式会社	東京都中央区	3,387	上・下水道関連製品及び環境 機器製品の製造・販売、浄化 槽及び水処理装置の設計・施 工・維持管理	100.0	4 (予定)	未定

(注) 1 両社は、それぞれ有価証券報告書の提出会社です。

2 両社は、共同持株会社の特定子会社に該当する予定です。

3 本株式移転に伴う共同持株会社設立日（2026年6月1日）をもって、両社は、共同持株会社の株式移転完全子会社となり、両社の普通株式は2026年5月28日をもって上場廃止となる予定です。

4 本株式移転に伴う共同持株会社設立日（2026年6月1日）における両社の役員は未定であることから、役員の兼任については、共同持株会社役員就任予定者のうち、本報告書提出日現在の両社役員の在任状況を（予定）として記載しております。

5 前澤工業の資本金は2025年11月30日時点、前澤化成工業の資本金は2025年9月30日時点のものです。

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（前澤工業においては2025年5月31日、前澤化成工業においては2025年3月31日）時点の状況については、以下のとおりです。

前澤工業の概要

(i) 事業内容

前澤工業の事業内容につきましては、下記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) 前澤工業」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱前澤エンジニアリングサービス	埼玉県川口市	80	メンテナンス事業	100.0	前澤工業製品を販売しております。 なお、前澤工業所有の建物を賃貸しております。 役員の兼務あり。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

3 特定子会社に該当する会社はありません。

4 当該会社は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	12,594百万円
	(2) 経常利益	2,968百万円
	(3) 当期純利益	1,935百万円
	(4) 純資産額	2,690百万円
	(5) 総資産額	7,046百万円

前澤化成工業の概要

(i) 事業内容

前澤化成工業の事業内容につきましては、下記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容

(2) 前澤化成工業」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱新潟成型	新潟県燕市	88	各種プラスチック成型	100.0	技術提携あり。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
常陽水道工業㈱	茨城県土浦市	50	水・環境エンジニアリング	91.93	役員の兼任あり。

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

3 2026年3月31日に、㈱新潟成型の全株式の譲渡が完了し、前澤化成工業の連結対象から除外されております。

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

ア. 資本関係

本株式移転により、両社は共同持株会社の完全子会社になる予定です。上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ. 役員の兼任関係

共同持株会社と共同持株会社の完全子会社である両社との役員の兼任関係は、上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ア. 上場申請会社の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ．取引関係

共同持株会社と共同持株会社の完全子会社である両社との取引関係は、未定です。共同持株会社の完全子会社である両社とその関係会社の取引関係は、上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ア．上場申請会社の概要 イ．上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約等】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2026年6月1日（予定）をもって、共同持株会社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を2025年12月16日の両社取締役会において作成いたしました。また、前澤工業及び前澤化成工業は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しています。

本株式移転計画に基づき、前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、前澤化成工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.11株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2026年3月31日に開催された両社臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関して承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書（写し）」に記載のとおりです。

株式移転計画書（写し）

前澤工業株式会社（以下「甲」という。）及び前澤化成工業株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「前澤ホールディングス株式会社」とし、英文では「MAEZAWA Holdings CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は東京都中央区とし、本店の所在場所は東京都中央区八重洲一丁目6番1号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 宮川 多正

設立時取締役 田中 理

2. 本持株会社の設立時監査等委員である取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査等委員 井上 照孝

設立時監査等委員 伊東 正博

設立時監査等委員 細田 隆（社外取締役）

設立時監査等委員 加藤 真美（社外取締役）

設立時監査等委員 加藤 達也（社外取締役）

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

EY新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び(ii)乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に1.11を乗じた数を合計した数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 本持株会社は、前項の規定により交付される本持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき本持株会社の普通株式1株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき本持株会社の普通株式1.11株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理するものとする。

第5条（本持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 資本金の額 | 100,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 25,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |
| (4) 資本剰余金の額 | 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得られる額 |

第6条（本持株会社の成立の日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2026年6月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、合意により本持株会社成立日を変更することができる。

第7条（株式移転計画承認総会）

1. 甲は、2026年3月31日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2026年3月31日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、合意により前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 甲及び乙は、本持株会社の発行する普通株式が本持株会社成立日に株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されるよう、必要となる手續を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 本持株会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、(i)2025年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり24円を限度として、(ii)2026年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり28円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり40円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本株式移転計画において別途定める場合を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする

第11条（株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、(i)第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)本持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第12条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は、協議の上、合意により本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第13条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上、合意により定める。

(以下余白)

本株式移転計画作成の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025年12月16日

甲 東京都中央区新川一丁目 5 番17号
前澤工業株式会社
代表取締役社長 宮川多正

本株式移転計画作成の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025年12月16日

乙 東京都中央区日本橋小網町17番10号
前澤化成工業株式会社
代表取締役兼社長執行役員 田中理

【別紙】

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、前澤ホールディングス株式会社と称し、英文では MAEZAWA Holdings CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 水道・環境衛生関係機器および弁・栓・門扉等の鉄・鋳物製品の製造および販売
- (2) 上水道・下水道関連製品、住宅機器関連製品および災害関連製品の製造および販売
- (3) 塩化ビニルその他各種プラスチック製品の製造および販売
- (4) 水道施設、清掃施設、産業排水・廃液・廃油処理施設、廃棄物処理施設、再生可能エネルギー施設および土壌・地下水の改善・保全、衛生施設その他の各種施設の設計、請負、施工および監理ならびにこれらに関する設備・装置等の設計、製造、販売、施工および運転管理、維持管理、事業経営
- (5) 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事、その他の諸建設工事の計画、設計、請負、施工および監理
- (6) 水質の検査・分析
- (7) 活性炭・化学工業薬品その他物品の製造および販売
- (8) 不動産の売買、賃貸借、管理および斡旋ならびに土地の造成および分譲
- (9) 前各号に関連する調査、分析、コンサルティング、経営ならびに管理
- (10) ソフトウェアおよび情報システムサービスの提供
- (11) 貨物利用運送業ならびに倉庫業および倉庫管理業務
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 古物営業法に定める古物商
- (14) 損害保険の代理業
- (15) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期および招集場所)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2. 当社の株主総会は、東京都または埼玉県で招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 当社の株主総会は取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

2. 当社の株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(決議の方法)

第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録して当社に保存する。

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第20条 当社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 前項の定めによる取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役の選定)

第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項に定める取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(相談役)

第29条 取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則によ

る。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

2. 第27条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第38条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

第6章 会計監査人

(選任)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間の当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、年額2億円以内とする。

2 第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当社の成立時点における前澤工業株式会社（以下「前澤工業」という。）の取締役である当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。）の報酬等のうち、株式報酬制度（以下「本制度1」という。）に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度1に基づく報酬等は、前項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度1の概要

本制度1は、前澤工業の第74回定時株主総会及び第75回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当社は、前澤工業がみずほ信託銀行株式会社等と締結した2020年10月26日付け株式給付信託契約（その後の変更を含む。）について、2026年6月1日をもって、前澤工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度1は、前澤工業が2026年5月31日までに拠出した金銭および当社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度1に基づき設定される信託を「本信託1」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程（以下「役員株式給付規程」という。）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（本項において「当社株式等」といいます。）が本信託1を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当社株式等の給付を受ける。

(2) 本制度1の対象者

取締役

(3) 信託期間及び金額

前澤工業は、2021年5月末日で終了した事業年度から2023年5月末日で終了した事業年度までの3事業年度（本項において、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度1を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託1による当社株式の取得の原資として、120百万円の金銭を拠出し、本信託1を設定した。また、前澤工業は、当初対象期間経過後も、本制度1が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに、120百万円を上限として本信託1に追加拠出を行ってきた。

本信託1は、下記(4)のとおり、前澤工業が2026年5月31日までに拠出した金銭または当社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式を取得する。

前澤工業は、当初対象期間及び2024年5月末日で終了した事業年度から2026年5月末日で終了する3事業年度中に対応する必要資金としての金銭を拠出しており、2026年6月1日以降、当社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度1に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託1が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金120百万円の範囲内で拠出し、役員株式給付規程の定めに従い当社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度1に基づく給付を行う。

(4) 当社株式の取得方法

本信託1による当社株式の取得を行う場合は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

(5) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与される。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、89,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当会社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当会社普通株式1株に換算される（ただし、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。）。

下記（6）の当会社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とする（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）。

（6）当会社株式等の給付

当会社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当会社株式について、退任後に本信託1から給付を受ける。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当会社株式の給付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭給付を受ける。なお、金銭給付を行うために、本信託1により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、指名・報酬委員会の答申を経た取締役会の決定により給付を受ける権利の全部または一部を取得できない場合がある。

3 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の成立時点における前澤化成工業株式会社（以下「前澤化成工業」という。）の取締役である当会社の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。）の報酬等のうち、株式報酬制度（以下「本制度2」という。）に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度2に基づく報酬等は、第1項に定めるものとは別枠とする。

（1）本制度2の概要

本制度2は、前澤化成工業の第63回定時株主総会及び第71回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当会社は、前澤化成工業が三井住友信託銀行株式会社等と締結した2017年11月8日付け株式取得管理交付信託（特定金外信託）契約（その後の変更を含む。）について、2026年6月1日をもって、前澤化成工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度2は、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭および当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式が信託（以下、本制度2に基づき設定される信託を「本信託2」という。）を通じて取得され、業績達成度等一定の基準に応じて当会社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当会社株式が本信託2を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当会社株式等の交付を受ける。

（2）本制度2の対象者

取締役

（3）信託期間及び信託金額

前澤化成工業は、本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出し、本信託2を設定した。

本信託2は、下記（4）のとおり、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭または当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式を取得する。

前澤化成工業は、本信託2の信託期間（当初の信託期間：2017年11月から2021年11月、延長分の信託期間：2021年12月から2024年11月まで、2024年12月から2027年11月まで）に対応する必要資金として、当初の信託期間では上限金145百万円の範囲で金銭を拠出し、延長した信託期間ごとに上限金115百万円の範囲内で金銭を追加拠出しており、2026年6月1日以降、当会社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金115百万円の範囲内で拠出し、当会社が定める株式交付規程（以下「株式交付規程」という。）の定めに従い当会社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度2に基づく交付を行う。

（4）当会社株式の取得方法

本信託2による当会社株式の取得を行う場合は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当会社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

（5）取締役に交付される当会社株式等の数の算定方法とその上限

株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位・役

割および業績目標の達成度等に応じたポイントが付与される。なお、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり70,000ポイントを上限とする。

取締役が付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算される（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。）。

（6）当社株式等の交付

各取締役は、原則として取締役の退任時に所定の受益者確定手続を行って本信託2の受益権を取得し、本信託2の受益者として、上記（5）に従って定められるポイント数に従って、本信託2から当社株式の交付を受ける。

ただし、一定割合について、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当の金銭交付を受ける場合がある。

なお、金銭交付を行うために、本信託2により当社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、自己都合により退任する場合、在任中に一定の非違行為があった場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合等は、株式交付規程の定めるところに従い、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント相当の当社株式については交付を受けない場合がある。

（当初の監査等委員である取締役の報酬等）

第3条 第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における監査等委員の報酬等の額は、年額8千万円以内とする。

（附則の削除）

第4条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

（以下余白）

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 本株式移転に係る割当ての内容

	前澤工業	前澤化成工業
株式移転比率	1	1.11

(注) 1 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、前澤化成工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.11株を、割当て交付いたします。なお、本株式移転により、前澤工業及び前澤化成工業の株主に交付すべき共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合は、両社協議の上、変更することがあります。

また、共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

2 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式38,252,768株

上記数値は、2025年11月30日時点における前澤工業の発行済株式総数（20,790,248株）、2025年9月30日時点における前澤化成工業の発行済株式総数（15,732,000株）に基づいて算出しております。

3 単元未満株式の取り扱いについて

1 単元（100株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける前澤工業及び前澤化成工業の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能となります。

(2) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

前澤工業は、下記「④公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転比率（以下で定義します。）の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして賢誠総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から2025年12月15日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである賢誠総合法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記「(1) 本株式移転に係る割当ての内容」記載の株式移転比率（以下、「本株式移転比率」といいます。）により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

他方、前澤化成工業は、下記「④公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転比率の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人三宅法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から2025年12月15日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである弁護士法人三宅法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、本株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、前澤工業及び前澤化成工業は、それぞれフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による株式移転比率の算定結果を参考に、両社が相互に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、両社の財務状況、株価状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年12月16日に開催された両社の取締役会において本株式移転比率を決定し、合意いたしました。

②算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び両社との関係

前澤工業のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券及び前澤化成工業のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券は、いずれも前澤工業及び前澤化成工業の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ. 算定の概要

本株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、前澤工業はみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、前澤化成工業は大和証券をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

みずほ証券は、株式移転比率について、前澤工業の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、また、前澤化成工業の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、両社ともに市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社ともに比較可能な上場類似企業が複数存在し類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、前澤化成工業の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価基準法	0.99～1.15
類似企業比較法	0.92～1.15
DCF法	0.92～1.21

市場株価基準法においては、2025年12月15日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の株価終値単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果をもとに株式移転比率のレンジを算定いたしました。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした各社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、前澤工業については、2026年5月期について、パルプ事業における設備投資額の一時的な増加等に起因し、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの減少が見込まれております。また、2027年5月期については、前年度の設備投資額の一時的な増加影響が解消されることに起因し、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。また、前澤化成工業については、2027年3月期については、管工機材事業において前年度対比で増収増益を計画していることに加えて、前年度の投資額の一時的な増加の影響が解消されることから、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報、及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社の事業見通し及び財務予測については、各社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って作成されていることを前提としております。

他方、大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、DCF法を採用し、算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、前澤化成工業の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.03～1.11
DCF法	0.97～1.39

市場株価法においては、2025年12月15日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、大和証券がDCF法による算定の際に前提とした前澤工業の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2028年5月期において、前期比でパルプ事業における設備投資額が減少することで、フリー・キャッシュ・フローは大幅な増額が見込まれております。また、前澤化成工業の財務予測については、大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

③共同持株会社の上場申請等

両社は、共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行うことを予定しており、上場日は、2026年6月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の株式の上場に先立ち、両社の普通株式は2026年5月28日付で上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、本効力発生日において両社の株主の皆様が割当てられる共同持株会社の普通株式は東京証券取引所に上場されているため、本株式移転に際して両社の株主の皆様が保有する株式数に応じて交付された1単元（100株）以上の共同持株会社の株式について、両社の株主の皆様は、引き続き東京証券取引所において、取引することができます。

なお、具体的な共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

④公正性を担保するための措置

両社は、本株式移転比率の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

前澤工業は、上記「①割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本経営統合に際して、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書の提出を受けました。算定書の概要は、上記「②算定に関する事項」をご参照ください。

前澤化成工業は、上記「①割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本経営統合に際して、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書の提出を受けました。算定書の概要は、上記「②算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも上記フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関より、本株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

イ. 独立した法律事務所からの助言

前澤工業は、本経営統合に際して、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして賢誠総合法律事務所を選定し、デュール・ディリジェンスの実施並びに本経営統合の手続及び意思決定の方法・過程等についての法的助言を受けております。

前澤化成工業は、本経営統合に際して、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人三宅法律事務所を選定し、デュール・ディリジェンスの実施並びに本経営統合の手続及び意思決定の方法・過程等についての法的助言を受けております。

なお、賢誠総合法律事務所及び弁護士法人三宅法律事務所は、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

ウ. 独立した会計・税理士事務所からの助言

前澤工業は、本経営統合に際して、両社から独立した会計・税務アドバイザーとして株式会社ストリームを選定し、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を受けております。

前澤化成工業は、本経営統合に際して、両社から独立した会計・税務アドバイザーとしてデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社（現、合同会社デロイトトーマツ）を選定し、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を受けております。

なお、株式会社ストリーム及びデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社（現、合同会社デロイトトーマツ）は、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑤利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたって、前澤工業と前澤化成工業との間には特段の利益相反関係は存在しないことから、特別な措置は講じておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 剰余金の配当の基準日

共同持株会社の定款には、期末配当の基準日は毎年3月31日とし、中間配当の基準日は毎年9月30日とする旨の定めが置かれる予定です。これに対して、前澤工業の定款には、期末配当の基準日は毎年5月31日とし、中間配当の基準日は毎年11月30日とする旨の定めが置かれております。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

前澤工業

前澤工業の普通株式の株主が、その有する前澤工業の普通株式につき、前澤工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤工業が、上記臨時株主総会の決議の日（2026年3月31日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

前澤化成工業

前澤化成工業の普通株式の株主が、その有する前澤化成工業の普通株式につき、前澤化成工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤化成工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤化成工業が、上記臨時株主総会の決議の日（2026年3月31日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

前澤工業

前澤工業の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、前澤工業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、前澤工業に提出する必要があります。）。

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、前澤工業に2026年3月30日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って、2026年3月30日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決

権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、前澤工業に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、前澤工業は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

前澤化成工業

前澤化成工業の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、前澤化成工業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、前澤化成工業に提出する必要があります。）。

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、前澤化成工業に2026年3月30日午後5時15分までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト (<https://www.soukai-portal.net/>) にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って、2026年3月30日午後5時15分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、前澤化成工業に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、前澤化成工業は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される共同持株会社の普通株式は、基準時における両社の最終の株主名簿に記載又は記録された両社の普通株式の株主に割り当てられます。両社の普通株式の株主は、自己の前澤工業又は前澤化成工業の普通株式が記録されている振替口座に、共同持株会社の普通株式が記録されることにより、共同持株会社の株式を受け取るようになります。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 新株予約権の買取請求権の行使の方法について

両社は、本報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

② 当該組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

両社は、本報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③前澤工業においては前澤化成工業の、前澤化成工業においては前澤工業の最終事業年度に係る計算書類等の内容、④前澤工業においては前澤化成工業の、前澤化成工業においては前澤工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下「重要な財産の処分等」といいます。）の内容、並びに⑤前澤工業においては前澤工業の、前澤化成工業においては前澤化成工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等の内容を記載した書面を、両社の本店に2026年3月16日よりそれぞれ備え置いております。

①の書類は、2025年12月16日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画です。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、前澤工業の2025年5月期又は前澤化成工業の2025年3月期の計算書類等に関する書類です。④の書類は、前澤工業においては前澤化成工業の2025年3月期

の末日後に生じた重要な財産の処分等を、前澤化成工業においては前澤工業の2025年5月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。⑤の書類は、前澤工業においては前澤工業の2025年5月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、前澤化成工業においては前澤化成工業の2025年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、両社のそれぞれの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日（2026年6月1日を予定）までの間に、上記①から⑤に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

（2）株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役（両社）	2025年12月16日
本経営統合契約締結及び本株式移転計画作成（両社）	2025年12月16日
臨時株主総会に係る基準日公告日（両社）	2025年12月16日
臨時株主総会に係る基準日（両社）	2025年12月31日
本株式移転計画承認臨時株主総会（両社）	2026年3月31日
最終売買日（両社）	2026年5月27日（予定）
上場廃止日（両社）	2026年5月28日（予定）
共同持株会社設立日（効力発生日）	2026年6月1日（予定）
共同持株会社株式上場日	2026年6月1日（予定）

但し、今後手続を進める過程で、本経営統合の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議のうえ、上記日程を変更する場合があります。また、今後、本経営統合に係る手続及び協議を進める中で、本経営統合の推進が遅延する事由又は推進が困難となる事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

（3）組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

①普通株式について

前澤工業

前澤工業の普通株式の株主が、その有する前澤工業の普通株式につき、前澤工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤工業が、上記臨時株主総会の決議の日（2026年3月31日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

前澤化成工業

前澤化成工業の普通株式の株主が、その有する前澤化成工業の普通株式につき、前澤化成工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月31日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を前澤化成工業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、前澤化成工業が、上記臨時株主総会の決議の日（2026年3月31日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

②新株予約権について

両社は、本報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

第2【統合財務情報】

（1）共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

（2）組織再編成後の共同持株会社

上記のとおり、共同持株会社には本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、両社の最終連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もともと、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることに

ご注意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高（百万円）	61,665
経常利益（百万円）	7,275
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	4,791

(3) 組織再編成対象会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりです。

① 前澤工業

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第75期	第76期	第77期	第78期	第79期
決算年月	2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2025年5月
売上高 (百万円)	31,810	30,903	32,369	36,511	37,499
経常利益 (百万円)	3,378	3,164	3,345	4,993	4,768
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,489	2,142	2,630	3,531	3,077
包括利益 (百万円)	2,724	1,936	3,096	4,134	3,088
純資産額 (百万円)	20,795	21,977	24,635	27,895	29,919
総資産額 (百万円)	35,767	35,626	40,076	41,146	42,661
1株当たり純資産額 (円)	1,123.25	1,212.21	1,357.68	1,563.25	1,699.94
1株当たり当期純利益金額 (円)	133.12	117.54	145.01	196.65	174.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	58.1	61.7	61.5	67.8	70.1
自己資本利益率 (%)	12.6	10.0	11.3	13.4	10.6
株価収益率 (倍)	4.5	5.1	4.8	6.9	8.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,400	2,316	2,599	765	5,546
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△587	△441	△714	△826	△4,565
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△570	△1,278	△606	△946	△1,135
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	9,591	10,188	11,467	10,459	10,305
従業員数 (名)	1,002	1,021	1,021	1,046	1,048

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第76期の期首から適用しており、第76期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 前澤化成工業
 主要な経営指標等の推移
 連結経営指標等の推移

回次		第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高	(百万円)	20,985	21,879	23,495	23,925	24,166
経常利益	(百万円)	1,232	1,628	2,226	2,072	2,507
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	755	797	1,462	1,362	1,714
包括利益	(百万円)	1,516	823	1,498	2,785	1,914
純資産額	(百万円)	37,360	37,521	38,357	40,420	41,513
総資産額	(百万円)	44,918	45,270	46,506	49,353	49,901
1株当たり純資産額	(円)	2,521.19	2,531.42	2,581.72	2,717.45	2,790.42
1株当たり当期純利益	(円)	50.99	53.77	98.64	91.83	115.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	83.2	82.9	82.3	81.7	83.0
自己資本利益率	(%)	2.0	2.1	3.9	3.5	4.2
株価収益率	(倍)	20.0	23.7	15.4	19.0	15.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,170	1,753	1,784	2,615	1,874
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△642	△694	△1,594	△761	△459
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△538	△676	△812	△812	△850
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	10,439	10,821	10,199	11,241	11,805
従業員数	(名)	587	578	586	567	558

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 前澤化成工業は、2018年3月期より株式交付信託を導入し、当該信託が保有する前澤化成工業株式を純資産の部に自己株式として計上しています。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する前澤化成工業株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、当該信託が保有する前澤化成工業株式を普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第68期の期首から適用しており、第68期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

上記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

- 2025年12月16日 両社は、両社の株主総会の承認及び本株式移転を行うにあたり必要な許認可の取得等を得られることを前提として、本株式移転により共同で共同持株会社を設立することについて決議し、本経営統合契約を締結し、本株式移転に係る株式移転計画書を共同作成いたしました。
- 2026年3月31日 両社は、両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 2026年6月1日 両社が株式移転の方法により共同持株会社を設立する予定です。また、共同持株会社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（前澤工業については2025年8月27日提出、前澤化成工業については2025年6月23日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

共同持株会社は、子会社等の経営管理及びこれに附帯又は関連する一切の事業を行う予定です。

また、共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（前澤工業においては2025年5月31日、前澤化成工業においては2025年3月31日）時点における事業の内容は以下のとおりです。

（1）前澤工業

前澤工業グループは、前澤工業および連結子会社1社、非連結子会社1社、持分法非適用関連会社2社によって構成され、上下水道用水処理機械設備・産業用水処理機械設備・有機性廃棄物資源化設備などの製造・販売・修繕・維持管理・運営をもとに、環境関連分野の社会資本整備、浄化事業に取り組んでおります。

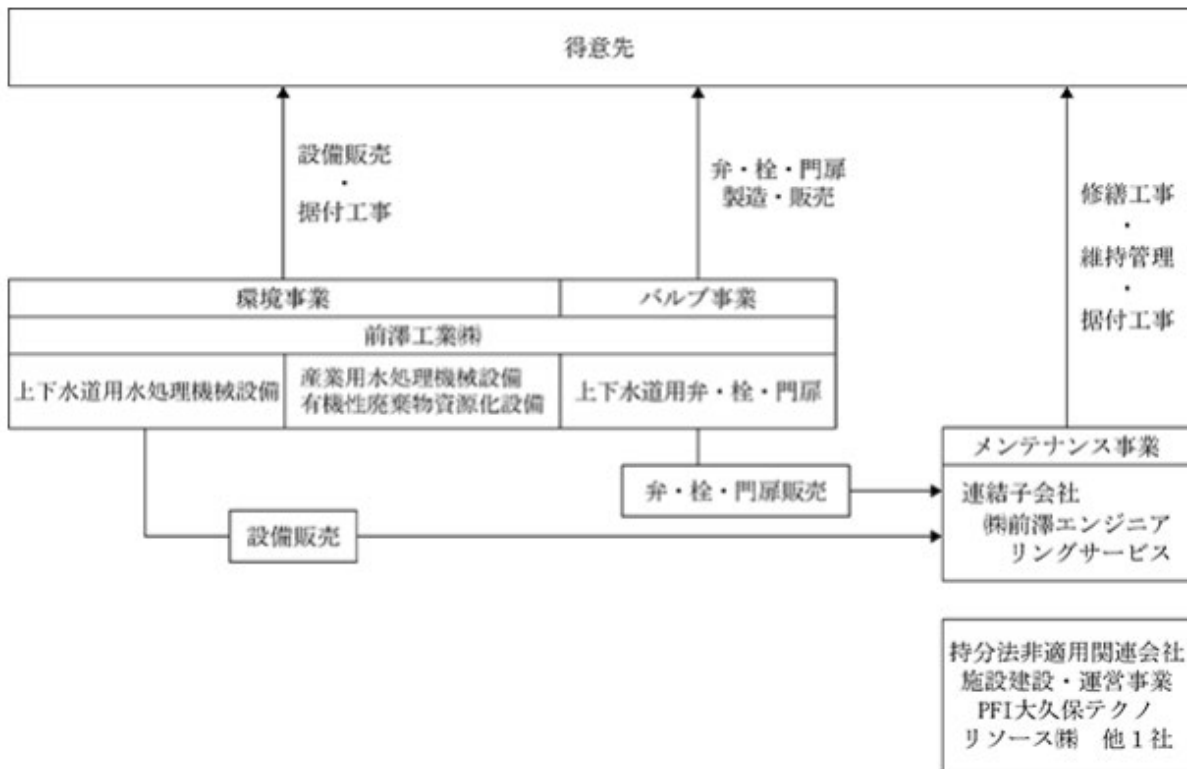
前澤工業及び前澤工業の関係会社の事業についてセグメントとして区分し、次のとおり位置づけております。

(株)前澤エンジニアリングサービス（連結子会社）はメンテナンス事業を行っております。

また、持分法非適用関連会社は浄水場排水処理施設等整備・運営を行っております。

セグメント	事業内容
環境事業	上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業
バルブ事業	上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業
メンテナンス事業	上下水道用水処理機械設備・機器の修繕・据付工事・維持管理等に関する事業

事業の系統図は以下のとおりであります。



※非連結子会社である㈱ウォータック北海道は、現在事業を休止しているため、記載していません。

(2) 前澤化成工業

前澤化成工業は、前澤化成工業と連結子会社2社により構成されており、上水道・下水道関連製品の製造・販売、水処理関連施設の設計・施工・維持管理及び各種プラスチック製品の製造・販売などを行っております。

主要な事業内容は、以下のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

1. 管工機材：主に前澤化成工業が製造及び販売を行っております。
 - 上水道関連 水道用硬質塩化ビニル管・継手、量水器ボックス、水道用樹脂製パルプ
 - 下水道関連 下水道用硬質塩化ビニル管・継手、排水ヘッダー、塩ビ製インバートマス、塩ビ製小型マンホール、基礎貫通スリーブ、単管式排水システム
 - その他 グリーストラップ、プラント用樹脂製パルプ、エクステリア関連製品
2. 水・環境エンジニアリング：主に前澤化成工業及び連結子会社である常陽水道工業㈱が、設計、施工及び維持管理を行っております。
 - 水処理関連 大型合併処置浄化槽、産業排水処理施設
 - 公共事業関連 給排水衛生設備、ポンププラント、冷暖房設備
3. 各種プラスチック成形：主に連結子会社である㈱新潟成型が、受注生産及び販売を行っております。
 - 各種プラスチック製品 住宅設備製品部材、各種プラスチック製品部材
 - 建築関連 建築関連部材

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、共同持株会社の完全子会社となる両社それぞれの関係会社の状況につきましては、上記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（前澤工業においては2025年5月31日、前澤化成工業においては2025年3月31日）における従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりです。

① 前澤工業

ア. 連結会社の状況

最終連結会計年度末における従業員数は1,048名であります。

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 前澤工業グループの事業は「環境事業」「バルブ事業」及び「メンテナンス事業」であります。同一の従業員が複数の事業に従事する等、セグメント別に区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。

イ. 前澤工業の状況

2025年5月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
745	45.7	17.2	6,410,649

(注) 1 従業員数は就業人員数です。

2 前澤工業の事業は「環境事業」「バルブ事業」及び「メンテナンス事業」であります。同一の従業員が複数の事業に従事する等、セグメント別に区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 関係会社に出向中の従業員は10名であります。これは上記従業員数には含まれておりません。

② 前澤化成工業

ア. 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
管工機材	482
水・環境エンジニアリング	27
各種プラスチック成形	49
合計	558

(注) 従業員数は就業人員数であります。

イ. 前澤化成工業の状況

2025年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
495	43.71	18.91	6,505

セグメントの名称	従業員数 (名)
管工機材	482
水・環境エンジニアリング	13
合計	495

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

① 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（前澤工業においては2025年5月31日、前澤化成工業においては2025年3月31日）時点における労働組合の状況は以下のとおりです。前澤工業グループには、「JAM前澤工労働組合（組合員数159人）」が組織されております。なお労使関係について特に記載すべき事項はありません。前澤化成工業については、1957年2月11日に結成され、日本化学エネルギー産業労働組合に所属しております。2025年3月31日現在の組合員数は、177人であります。なお、労使関係は良好に推移しており、過去に紛争、争議などの行為はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

ア. 前澤工業

2025年5月31日現在

最終事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
8.8	70.0	82.4	76.6	90.0

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
 2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

イ. 前澤化成工業

2025年3月31日現在

最終事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	

5.4	66.7	65.4	68.1	59.9	前澤化成工業の労働者の賃金は、性別に関係なく、同一の基準を適用しております。 男女の賃金の差異は、男性の管理職比率が高いことによるものと考えております。
-----	------	------	------	------	---

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の業績等の概要につきましては、両社の有価証券報告書(前澤工業については2025年8月27日提出、前澤化成工業については2025年6月23日提出)、両社の半期報告書(前澤工業については2026年1月13日提出、前澤化成工業については2025年11月13日提出)をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる前澤工業及び前澤化成工業のサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、両社の有価証券報告書(前澤工業については2025年8月27日提出、前澤化成工業については2025年6月23日提出)をご参照ください。

3【事業等のリスク】

共同持株会社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、共同持株会社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、共同持株会社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、共同持株会社の設立後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが共同持株会社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた共同持株会社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営統合に関するリスク

共同持株会社の設立は2026年6月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) 前澤工業の事業等のリスク

前澤工業グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

①市場環境の変動

前澤工業グループは、公共事業が占める割合が高いため、国および地方公共団体の予期せぬ政策転換や財政状態の悪化による公共事業予算の削減ならびにコスト縮減や、予算の執行状況により、業績に影響を受ける可能性があります。

②資機材価格の急激な変動

資機材価格が急激に高騰し、それを販売価格に反映させることが困難な場合には、業績に影響を受ける可能性があります。

③退職給付費用及び債務

年金資産の時価の変動や運用利回りの状況、割引率等の退職給付債務算定に用いる前提に変更があった場合には、業績に影響を受ける可能性があります。特に、数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括費用処理しているため、毎年、業績に影響を与えます。

上記リスクに対して、前澤工業グループの年金資産の運用に関しては安全性を重視しております。また、運用機関による運用実績等を適切にモニタリング・評価を実施すべく、経営企画、財務、人事部門で構成する「前澤グループ企業年金運営委員会」を設置し、四半期ごとに運用機関各社の運用状況を確認しております。

④業績の下期偏重による季節的な変動

前澤工業グループの売上高は、下半期に完成する工事あるいは進捗割合が増す工事の割合が大きいため、上半期と下半期の売上高との間に、著しい相違があります。最近2連結会計年度の上半期及び下半期の実績は、下記のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)			最終年度連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)		
	上半期 (百万円)	下半期 (百万円)	通期 (百万円)	上半期 (百万円)	下半期 (百万円)	通期 (百万円)
売上高 (構成比)	12,446 (34.1%)	24,064 (65.9%)	36,511 (100.0%)	13,982 (37.3%)	23,516 (62.7%)	37,499 (100.0%)
営業利益	390	4,485	4,875	499	4,154	4,654

⑤自然災害等の大規模災害および感染症等による被害

地震、津波、台風等の自然災害や火災等の自己、通信ネットワークを含む情報システムの停止等及び感染症が発生し、前澤工業グループの事業活動が停滞または停止するような被害を受けた場合には、事業に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 前澤化成工業の事業等のリスク

前澤化成工業グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

①新設住宅着工戸数の動向について

前澤化成工業グループが取り扱う製品群は、主に住宅の水周りに関連した上水道・下水道の整備に用いられることから、公共政策の影響を受けやすい新設住宅着工戸数の動向によって、前澤化成工業グループの売上高及び営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

②原材料市況の動向について

前澤化成工業グループでは、原材料価格高騰などによる原価の上昇を販売価格へ十分に転嫁できない場合、前澤化成工業グループの営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

③競合について

前澤化成工業グループが取り扱っている製品の一部は規格の定められた汎用品であり、品質面での差別化が難しく、競合他社との販売価格競争が激しくなる傾向があります。販売価格に値下げ圧力が生じた場合は、前澤化成工業グループの売上高及び営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

④大規模災害による影響について

前澤化成工業グループの生産拠点である工場で大規模災害が発生した場合は、製品の生産に支障が生じ、前澤化成工業グループの売上高及び営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

⑤パンデミックの発生や地政学リスクの影響について

感染症等の感染拡大や海外情勢の悪化などにより、住宅工事の停滞や新設住宅着工戸数の減少等が生じた場合は、前澤化成工業グループの売上高及び営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

⑥人材の確保について

人口の減少に伴う労働力不足により、人材の確保が困難になった場合は、技術・知識の承継に必要な人材が確保できないなど、生産性の低下、採用コストの増加が生じる可能性があります、前澤化成工業グループの営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

⑦サステナブルな社会の実現に向けた対応について

SDGs、脱炭素社会への意識の高まりに伴い、これらへの対応が遅れが生じた場合には、前澤化成工業グループの社会的評価が低下する可能性があります、ビジネス機会が減少することが想定され、前澤化成工業グループの売上高及び営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

⑧法的規制について

前澤化成工業グループで取り扱っている硬質塩化ビニル管、給排水用の継手及び器具類は「水道法」「下水道法」、水処理システム等の工事については、「建設業法」の規制を受けており、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度では、住宅の水周り関連の製品が性能評価の対象となっております。

これらの関連法令が強化されることにより、新たな技術や生産設備の導入が必要になることがあり、一方、規制が緩和されるような場合は、市場への新規参入が容易になり競争が高まることが考えられますので、これら法的規制の動向により、前澤化成工業グループの売上高及び営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両社の有価証券報告書（前澤工業については2025年8月27日提出、前澤化成工業については2025年6月23日提出）、両社の半期報告書（前澤工業については2026年1月13日提出、前澤化成工業については2025年11月13日提出）をご参照ください。

5【重要な契約等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等につきましては、両社の有価証券報告書（前澤工業については2025年8月27日提出、前澤化成工業については2025年6月23日提出）、両社の半期報告書（前澤工業については2026年1月13日提出、前澤化成工業については2025年11月13日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、上記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照ください。

6【研究開発活動】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の研究開発活動につきましては、両社の有価証券報告書（前澤工業については2025年8月27日提出、前澤化成工業については2025年6月23日提出）、両社の半期報告書（前澤工業については2026年1月13日提出、前澤化成工業については2025年11月13日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要につきましては、両社の有価証券報告書（前澤工業については2025年8月27日提出、前澤化成工業については2025年6月23日提出）、両社の半期報告書（前澤工業については2026年1月13日提出、前澤化成工業については2025年11月13日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況につきましては、両社の有価証券報告書（前澤工業については2025年8月27日提出、前澤化成工業については2025年6月23日提出）、両社の半期報告書（前澤工業については2026年1月13日提出、前澤化成工業については2025年11月13日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる前澤工業の設備の新設、除却等の計画につきましては、前澤工業の有価証券報告書（2025年8月27日提出）をご参照ください。共同持株会社の完全子会社となる前澤化成工業の設備の新設、除却等の計画につきましては、該当事項はありません。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2026年6月1日時点の共同持株会社の状況は以下のとおりとなる予定です。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	38,252,768	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、共同持株会社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	38,252,768	—	—

(注) 1 上記数値は、2025年11月30日時点における前澤工業の発行済株式総数（20,790,248株）、2025年9月30日時点における前澤化成工業の発行済株式総数（15,732,000株）に基づいて算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

2 両社は、共同持株会社の普通株式について、2026年4月3日付で東京証券取引所に新規上場申請を行いました。

3 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

2026年6月1日現在の共同持株会社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
2026年6月1日	普通株式 38,252,768 (予定)	普通株式 38,252,768 (予定)	100	100	25	25

(注) 上記数値は、2025年11月30日時点における前澤工業の発行済株式総数（20,790,248株）、2025年9月30日時点における前澤化成工業の発行済株式総数（15,732,000株）に基づいて算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

(4) 【所有者別状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。
 なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の所有者別状況については、以下のとおりです。

① 前澤工業
 普通株式

2025年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	14	16	95	96	11	6,848	7,080	-
所有株式数（単元）	-	22,820	4,125	57,691	18,112	183	104,642	207,573	32,948
所有株式数の割合（%）	-	10.99	1.98	27.79	8.72	0.08	50.41	100.00	-

- (注) 1 自己株式2,702,197株は「個人その他」の欄に27,021単元及び「単元未満株式の状況」の欄に97株含まれております。
 2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5単元含まれております。

② 前澤化成工業
 普通株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	16	27	123	50	15	13,231	13,462	-
所有株式数（単元）	-	31,243	7,456	31,865	6,933	54	79,610	157,161	15,900
所有株式数の割合（%）	-	19.9	4.7	20.3	4.4	0.0	50.7	100.0	-

- (注) 1 自己株式796,144株は、「個人その他」に7,961単元、「単元未満株式の状況」に44株含まれております。
 2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、2単元含まれております。
 3 「金融機関」の欄には、株式交付信託が所有する株式が966単元含まれております。

(5) 【大株主の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、共同持株会社の完全子会社となる両社の株主データ（前澤工業：2025年5月31日時点、前澤化成工業：2025年3月31日時点）に基づき、2026年6月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりであります。

2026年6月1日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
前澤給装(株)	東京都目黒区鷹番二丁目14番4号	2,134	6.57
公益財団法人前澤育英財団	東京都中央区新川一丁目5番17号	1,687	5.20
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号	1,598	4.92
前澤工業取引先持株会	埼玉県川口市仲町5番11号	1,223	3.77
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	893	2.75
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	722	2.22

光通信(株)	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	669	2.06
(株)大成機工インターナショナル	大阪府大阪市北区梅田一丁目1番3号2700	642	1.98
重田 康光	東京都港区	602	1.85
SMBC日興証券(株)	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	581	1.79
計	—	10,749	33.11

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。
なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の議決権の状況は以下のとおりです。

前澤工業

2025年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,702,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,055,200	180,552	—
単元未満株式	普通株式 32,948	—	—
発行済株式総数	20,790,248	—	—
総株主の議決権	—	180,522	—

(注) 1 単元未満株式には、前澤工業所有の自己株式97株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、500株(議決権5個)含まれております。

3 「完全議決権株式(その他)」の欄には、「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する前澤工業株式487,516株(議決権の数4,875個)が含まれております。なお、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として信託が保有する前澤工業株式に係る議決権の数4,261個は、議決権不行使となっております。

4 上記は、2025年5月31日現在の情報であり、共同持株会社の設立日までに変動することがあります。

前澤化成工業

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 796,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,920,000	149,200	—
単元未満株式	普通株式 15,900	—	1単元(100株)未満株式
発行済株式総数	15,732,000	—	—
総株主の議決権	—	149,200	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄は、全て前澤化成工業所有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

3 「単元未満株式」の欄には、前澤化成工業所有の自己株式が44株含まれております。

4 上記は、2025年3月31日現在の情報であり、共同持株会社の設立日までに変動することがあります。

② 【自己株式等】

共同持株会社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2026年6月1日時点において、共同持株会社の自己株式を保有しておりません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の自己株式については、以下のとおりです。

前澤工業

2025年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 前澤工業	東京都中央区新川 一丁目5番17号	2,702,100	—	2,702,100	13.00
計	—	2,702,100	—	2,702,100	13.00

(注) 「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式487,516株は、上表の自己株式等には含まれておりません。

前澤化成工業

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 前澤化成工業	東京都中央区日本橋 小網町17番10号	796,100	—	796,100	5.1
計	—	796,100	—	796,100	5.1

(注) 1 上記の株式数には、株式交付信託保有の前澤化成株式数(96,611株)を含めておりません。

2 上記の株式数には、単元未満株式44株は含めておりません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

また、最終事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、共同持株会社は本株式移転により2026年6月1日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

共同持株会社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定です。

配当の決定機関につきましては、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定める予定です。なお、株主総会決議によって配当の決定を行うことを排除するものではありません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

共同持株会社は、2026年6月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。共同持株会社の完全子会社となる両社のコーポレート・ガバナンスの状況等については、両社の有価証券報告書（前澤工業については2025年8月27日提出、前澤化成工業については2025年6月23日提出）をご参照ください。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

共同持株会社は、経営の透明性及び健全性を確保し、社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの充実に経営上の重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制の整備を進めてまいります。なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本報告書提出日現在のものを記載しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

共同持株会社は、取締役及び取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性・公正性の向上を図るために、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会における議決権を持つ監査等委員である取締役による監査・監督の体制を構築する予定です。

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名及び監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催し、経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督する予定です。

監査等委員会は、5名の監査等委員である取締役で構成され、原則として、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催し、監査等基準や監査方針等を決定するとともに、監査状況等の報告を受ける予定です。

③ 企業統治に関するその他の事項

ア. 責任限定契約の内容の概要

共同持株会社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

イ. 取締役の定数

共同持株会社の取締役は12名以内とし、そのうち、監査等委員である取締役は6名以内とする旨を定款に定める予定です。

ウ. 取締役の選任の決議要件

共同持株会社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定です。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定める予定です。

エ. 株主総会の特別決議要件

共同持株会社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

オ. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

(i) 剰余金の配当

共同持株会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款で定める予定です。なお、株主総会決議によって剰余金の配当の決定等を行うことを排除するものではありません。また、共同持株会社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

(ii) 自己株式の取得

共同持株会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とするためです。

カ. その他の事項

その他の事項については、共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2026年6月1日に就任を予定している共同持株会社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する前澤工業の普通株式数(千株) (2) 所有する前澤化成工業の普通株式数(千株) (3) 割り当てられる共同持株会社の普通株式数(千株)
代表取締役兼社長執行役員	宮川 多正	1959年6月8日生	1983年4月 前澤工業入社 2006年4月 同社営業管理部長 2009年4月 同社管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 2010年6月 同社執行役員管理本部・人事部長 兼業務管理部長 2013年8月 同社取締役経営管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長兼安全管理室担当 2015年1月 同社取締役事業統括本部埼玉製造所長 2019年8月 同社常務取締役管理本部長 兼経営企画室、安全品質統括部担当 2020年8月 同社専務取締役管理本部長 2021年8月 同社代表取締役社長(現任)	(注) 3	(1) 32 (2) - (3) 32
代表取締役兼副社長執行役員	田中 理	1969年4月25日生	1996年4月 前澤化成工業入社 2014年4月 同社水環境事業部水環境営業副部長 2016年7月 同社水環境事業部水環境部長 2019年5月 同社水環境事業部長兼水環境部長 2020年4月 同社執行役員水環境事業部長兼水環境部長 2021年4月 同社上席執行役員営業本部長 2022年6月 同社取締役兼上席執行役員営業本部長 2022年11月 同社取締役兼上席執行役員営業本部長 兼常陽水道工業株式会社取締役 2023年4月 同社取締役兼上席執行役員営業本部長 兼水環境部長 兼常陽水道工業株式会社取締役 2025年4月 同社代表取締役兼社長執行役員(現任)	(注) 3	(1) 0 (2) 4 (3) 4
常勤監査等委員	井上 照孝	1962年1月4日生	1984年4月 前澤工業入社 2011年7月 同社法務・監査部長 2015年6月 同社執行役員法務・監査部長 2020年9月 同社上席執行役員法務・監査部長 2023年8月 同社常勤監査役(現任)	(注) 4	(1) 19 (2) - (3) 19
常勤監査等委員	伊東 正博	1961年5月30日生	1984年4月 前澤化成工業入社 2010年4月 同社管理本部総務副部長 2012年4月 同社管理本部総務部長 2013年6月 同社執行役員管理本部総務部長 2014年6月 同社取締役執行役員管理本部長 兼内部統制担当兼総務部長 2015年6月 同社取締役執行役員管理本部長 内部統制・IR担当 2016年4月 同社取締役内部統制・IR担当 兼執行役員管理本部長兼情報システム部長 2017年4月 同社取締役内部統制・IR担当 兼上席執行役員管理本部長 2021年4月 同社取締役内部統制・IR担当 2021年6月 同社常勤監査役 2025年6月 同社取締役常勤監査等委員(現任)	(注) 4	(1) 0 (2) 14 (3) 15
監査等委員(社外取締役)	細田 隆	1955年4月28日生	1979年4月 大蔵省(現財務省)入省 1996年7月 大臣官房企画官兼京都大学教授 2006年7月 中小企業金融公庫理事 2008年7月 総務省大臣官房審議官(自治財政局地方公営企業担当)	(注) 4	(1) 6 (2) - (3) 6

			2010年7月 名古屋税関長 2011年4月 独立行政法人住宅金融支援機構理事 2013年4月 財務省大臣官房審議官（大臣官房担当） 2013年6月 東京税関長 2014年7月 関東財務局長 2016年3月 弁護士登録 2016年6月 ㈱トマト銀行代表取締役副社長 2019年10月 Y&P法律事務所入所（現任） 2020年7月 ㈱ロココ社外監査役（現任） 2021年8月 前澤工業社外取締役（現任） 2022年3月 ㈱JPMC社外取締役（現任）		
監査等委員 （社外取締役）	加藤 真美	1963年5月7日生	1986年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1997年4月 弁護士登録 1998年4月 桜丘法律事務所入所（現任） 2012年4月 第二東京弁護士会副会長 2013年4月 第二東京弁護士会男女共同参画推進本部副 本部長（現任） 2016年6月 前澤化成工業社外取締役 2018年7月 株式会社ビジョナリーホールディングス社 外取締役監査等委員 2018年7月 株式会社VHリテールサービス社外監査役 2019年6月 株式会社あさくま社外取締役 2021年6月 株式会社タダノ社外監査役（現任） 2025年6月 前澤化成工業社外取締役監査等委員（現 任）	(注) 4	(1) - (2) - (3) -
監査等委員 （社外取締役）	加藤 達也	1963年1月27日生	1986年4月 日野自動車株式会社入社 1989年10月 中央新光監査法人入所 1993年8月 公認会計士登録 2006年9月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監 査法人）入所 2007年7月 日本公認会計士協会理事 2009年7月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監 査法人）代表社員 2010年7月 日本公認会計士協会常務理事 2019年6月 財務会計基準機構理事 2019年7月 日本公認会計士協会副会長 2022年7月 同相談役（現任） 2023年6月 新創監査法人ダイレクター 2023年6月 前澤化成工業社外監査役 2024年3月 G-FACTORY株式会社社外取締役監査等委員 （現任） 2024年7月 新創監査法人パートナー 2025年5月 同代表パートナー（現任） 2025年6月 前澤化成工業社外取締役監査等委員（現 任）	(注) 4	(1) - (2) - (3) -
計					(1) 57 (2) 18 (3) 78

(注) 1 千株未満は切り捨てております。

2 監査等委員細田隆氏、加藤真美氏及び加藤達也氏は、社外取締役であります。

3 監査等委員でない取締役の任期は、共同持株会社の設立日である2026年6月1日から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

4 監査等委員である取締役の任期は、共同持株会社の設立日である2026年6月1日から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

5 所有する前澤工業の株式数は2025年5月31日時点の、前澤化成工業の株式数は2025年3月31日時点の所有状況に基づいて記載しており、また、割り当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割り当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。

6 役職名は、本報告書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

② 社外役員 の状況

共同持株会社は、取締役7名のうち、3名を社外取締役とする予定です。社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が共同持株会社の企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
細田 隆	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	財政・金融分野での豊富な経験と知見とともに、会社経営の責任を担った経験も有しており、共同持株会社の監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
加藤 真美	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士としての豊富な経験及び企業での就業経験を有していることから、法務実務の専門家としての視点及び企業人としての思考を併せもっており、業務執行状況の監督や経営の重要事項の決定において、共同持株会社の監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
加藤 達也	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	公認会計士としての豊富な経験を有しており、会計・企業実務の専門家としての視点を共同持株会社の監査業務に活かし、共同持株会社の公正かつ合理的な経営判断および経営の透明性並びに健全性の確保に貢献できるものと判断いたしました。

共同持株会社は、新設会社であり、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にする予定です。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、専門的な知識・経験等の見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行う予定です。社外取締役が過半数を占める監査等委員会において、内部監査、会計監査及び内部統制部門とそれぞれの監査計画、監査結果を報告・共有し、情報交換を行い、相互に連携する予定です。共同持株会社は、新設会社であるため、詳細は未定です。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査又は監査役監査の状況

共同持株会社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア. 前澤工業

(i) 監査役会の組織・人員および手続き

a. 組織

前澤工業は、監査役制度を採用しており、監査役会設置会社であります。

b. 人員

前澤工業は、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

前澤工業は、監査役の選任については、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、法的要件等を満たす者であることを前提として、性別、年齢、国籍、技能等の多様性、その他監査役会の公正に関する考え方に基づき、指名諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審査および勧告ならびに監査役会の同意を得た上で、取締役会において監査役候補者を決定し、株主総会に同選任議案を上程、審議を経て、承認決議をいただいております。

2025年8月27日（最終事業年度に係る有価証券報告書提出日）現在、監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役（非常勤）3名（うち女性役員1名）の合計4名をもって構成しております。

なお、社外監査役（非常勤）3名全員は、前澤工業が定める「独立役員認定基準」により、前澤工業との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はなく、独立性を有しております。

地位等		氏名	資格経験等
常勤監査役	監査役会議長	井上 照孝	前澤工業出身者
社外監査役（非常勤）		御山 義明	弁護士
社外監査役（非常勤）		金塚 厚樹（注）	公認会計士
社外監査役（非常勤）		増田 文香	社会保険労務士

（注） 財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役であります。

前澤工業は、コーポレート・ガバナンスの進展を鑑み、監査役監査の実効性をより一層高めることを目的として、監査役の事務スタッフ組織である監査役室を設置しております。

監査役の事務スタッフ組織である監査役室のすべての活動は、監査役下命によるものであり、取締役の指揮命令系統から独立しております。

当該監査役室所属員の人事異動、人事評価等に際しては監査役の同意を要することとしております。

c. 手続

監査役会は、監査の方針（注）、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人である監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。

一方、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針（注）、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施します。

- ・ 取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役社長およびその他の業務執行取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査します。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。
- ・ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、代表取締役社長およびその他の業務執行取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明します。
- ・ 会計監査については、監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。また、監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めます。

（注） 監査役会は、次のとおり監査の方針を設定しております。

[基本方針]

- (1) 監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、前澤工業および前澤工業企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する。
- (2) 監査役は、責務を通じ、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果敢な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役または使用人に対し能動的・積極的な意見の表明に努める。
- (3) 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じる。

(ii) 最近事業年度における監査役および監査役会の活動状況

2025年5月期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）における監査役および監査役会の活動状況の概要は以下のとおりであります。

a. 監査役会の開催状況および個々の監査役の出席状況

監査役会は定例会（毎月1回の定期開催）と臨時会（不定期開催）あわせて14回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。（注1）

なお、1回当たりの会議の平均所要時間は、41分であります。

地位等	氏名	2025年5月期監査役会の出席状況
常勤監査役	井上 照孝	14回/14回(100%出席)
社外監査役（非常勤）	御山 義明	14回/14回(100%出席)
社外監査役（非常勤）	金塚 厚樹	14回/14回(100%出席)
社外監査役（非常勤）	増田 文香	11回/11回(100%出席)（注2）

（注）1 2024年8月29日開催の第78回定時株主総会の終結をもって任期満了により退任された監査役の監査役会出席状況は以下のとおりであります。

氏名	2025年5月期監査役会の出席状況
武内 正一	2回/3回(66%出席)

（注）2 社外監査役増田文香は、2024年8月29日開催の第78回定時株主総会で選任された新任者であるため、監査役就任以降の監査役会出席状況を記載しております。

b. 監査役会における主な検討項目

i. 監査役会は、次のとおり重点監査項目を設定し、監査活動を展開しております。

<p>[重点監査項目]</p> <p>(1). 取締役会等の意思決定の監査 取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を以下の観点から監視し検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと ② 意思決定過程が合理的であること ③ 意思決定内容が法令または定款に違反していないこと ④ 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと ⑤ 意思決定が取締役の利益または第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること <p>(2). 取締役の監督義務の履行状況の監査 代表取締役社長およびその他の業務執行取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証する。</p> <p>(3). 内部統制システムの整備・運用状況の監査 取締役会決議に基づいて整備される内部統制システム（財務報告に係る内部統制を含む）に関して、当該取締役会決議の内容および取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証する。</p> <p>(4). 中期3カ年経営計画（2024年度～2026年度）の重点課題の進捗状況の監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中期3カ年経営計画スローガン「人と技術力で未来を拓く」の下に示された重点課題に係る施策の進捗状況を監視し検証する。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 成長戦略の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1). 脱炭素社会実現に向けたバイオマス・省エネ技術の開発強化と事業展開 (2). 官民連携への体制強化と事業の推進 (3). 海外水インフラ市場における事業機会の創出 2. 既存事業の収益力強化 <ul style="list-style-type: none"> (1). 顧客ニーズに応える技術開発・提案力の強化 (2). 製造プロセスの最適化と施工管理体制の強化 (3). 顧客対応力強化によるメンテナンス事業の拡充 3. 企業価値向上に向けた経営基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> (1). 人的資本の充実と社員一人ひとりが活躍できる職場づくり (2). 持続的成長につながるDXの推進 (3). ガバナンス強化と環境に配慮した企業活動の推進 ② 各種プロジェクト活動の進捗状況と各部門が取り組むアクションプログラムの進捗状況を監視し検証する。
--

ii. 監査役会は、金融商品取引法上の「監査上の主要な検討事項（KAM）」に関する検討プロセスについて、会計監査人の監査の方法を評価する際の要素であると位置づけ、当該監査人と監査役との協議の機会等を重視し、検討を加えております。

iii. 監査役会の主な議事項目は次のとおりであります。

種別	監査役会の主な議事項目
----	-------------

決議事項 ※対象事項につき、審議のうえ、最終的に決定する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監査役会議長の選定 2. 常勤監査役の選定 3. 特定監査役の選定 4. 監査計画（監査方針・重点監査項目・行動指針・職務の分担等を含む） 5. 会計監査人の解任または不再任の決定方針 6. 会計監査人の再任または新規選任に係る株主総会議案 7. 財務報告に係る内部統制の有効性評価 8. 監査役会監査報告書の作成・提出 9. 監査役会所管規程の制定・改廃
同意事項 ※執行側提示案につき、審議のうえ、同意可否を判断する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監査役選任に係る株主総会議案 2. 会計監査人の報酬等 3. 監査役スタッフの人事
審議事項 ※対象事項につき、詳しく調べ、意見を出して話し合い、はっきりと良し悪しを見分ける事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会における決議事項および報告事項等の検証 2. 会計監査人の会計監査に係る四半期および期末報告の検証 3. 内部統制システムの構築・運用の四半期および期末報告の検証 4. 会計監査人の評価 5. 財務報告に係る内部統制報告書の検証 6. 有価証券報告書の検証
協議事項 ※対象事項につき、検討を十分にいき、一定の行為に合意する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計監査人との監査上の主要な検討事項（KAM）の協議 2. 監査役会の実効性分析評価の協議
報告事項 ※業務分担にしたがい各監査役が実施した監査活動の結果等に検討を加える事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各監査役の月次活動結果報告（臨時監査の報告、テーマ監査の報告を含む） 2. 代表取締役社長およびその他の業務執行取締役、各部門部署からの監査役（会）に対する報告事案の報告 3. 内部監査部門による内部監査報告

c. 各監査役の活動状況

各監査役は、監査役会が定めた職務の分担に従い、上記（1）c. 手続に記載した監査活動を実施しております。

なお、各監査役が出席する重要な会議等の主なものは、次のとおりであります。

対象領域	監査役が出席する重要な会議等の主なもの	開催時期	分担
取締役	取締役会	毎月	監査役全員
	指名諮問委員会	都度	常勤監査役
	報酬諮問委員会	都度	常勤監査役
	独立社外役員会議	都度	監査役全員
	代表取締役社長と監査役会の意見交換会（注）	年2回程度	監査役全員
	取締役全員（子会社を含む）との個別面談（注）	年1回	常勤監査役
業務執行	コンプライアンス委員会	隔月	常勤監査役
	リスクマネジメント委員会	隔月	常勤監査役
	内部統制評価委員会	毎月	常勤監査役
	経営会議	毎月	常勤監査役
	業務執行役員会	毎月	常勤監査役
	経営管理委員会	毎月	常勤監査役
	事業所長会議	年1回	監査役全員
	事業報告会	年1回	監査役全員
	開発審議会	都度	常勤監査役
	事業部門連絡会議	毎月	常勤監査役
会計監査および内部監査	会計監査 計画説明聴取（事業年度）（注）	年1回	監査役全員
	会計監査 検出事項説明聴取（四半期）（注）	四半期毎	常勤監査役
	会計監査 結果説明聴取（事業年度）（注）	年1回	監査役全員
	三様監査報告会（注）	年2回	監査役全員

（注）1 監査役（会）が主催する重要な会議等であります。

イ. 前澤化成工業

(i) 監査等委員会監査の状況

2025年6月23日（最終事業年度に係る有価証券報告書提出日）現在、前澤化成工業の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役（社外監査役）2名の計3名で構成されております。

最終事業年度において前澤化成工業は監査役会を17回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	伊東 正博	17回	17回
非常勤監査役（社外監査役）	篠崎 正巳	17回	16回
非常勤監査役（社外監査役）	加藤 達也	17回	17回

監査役会における具体的な検討内容は、監査方針及び監査計画の策定、監査報告の作成、会計監査人の選任に関する決定、会計監査人の報酬等に関する同意であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。また、内部統制システムについて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めています。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

常勤監査役は、取締役以外では経営会議、内部統制委員会などの重要会議にも出席し、各部門からの報告聴取などにより、社内情報の収集を行い、社外監査役との情報共有を図るのに対し、社外監査役は、その独立性に鑑み、高い専門性と豊富な経験に基づき、取締役において忌憚のない質問、意見具申を行っております。

なお、2025年6月24日開催の定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しており、当該議案が可決されたことにより、前澤化成工業は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。移行後は、監査役監査については監査等委員会監査、監査役・監査役会の役割については監査等委員である取締役・監査等委員会が、その役割に応じて継承しております。

② 内部監査の状況

共同持株会社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の内部監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア. 前澤工業

(i) 内部監査の組織、人員および手続

a. 組織

前澤工業は、代表取締役社長の直結組織として、他の業務執行取締役からの独立性を確保した法務・監査部を設置し、内部監査を実施しております。

b. 人員

法務・監査部の所属員のうち、内部監査に関わる人員は、3名であります。

c. 手続

法務・監査部は、内部監査規程に基づき、予め事業年度毎に前回監査の結果および監査対象（以下、「被監査部署」といいます。）の業務の量的および質的重要性を考慮の上、監査基本計画書を作成し、代表取締役社長の承認の下、内部監査を実施します。

法務・監査部は、内部監査の実施後、被監査部署に対しその結果および所見につき講評し、内部監査の結果、および改善が必要な事項・勧告すべき事項等を被監査部署の責任者に書面にて通知し、その改善処置・方針等の回答を求め、早期の問題事案把握、対策実施を講じさせ、遅滞なく代表取締役社長へ一連を報告するとともに、並行して、取締役会および監査役会に対して、定期的に開催会議の席上において直接報告を行っております。

なお、法務・監査部は、指摘した改善が必要な事項・勧告すべき事項等に係る改善処置実施状況について、その事後確認を行い、必要に応じて被監査部署に対しフォローアップ監査を実施します。

(ii) 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係
内部監査部門および内部統制評価委員会事務局である法務・監査部と監査役会ならびに会計監査人であるSK東京監査法人の三者は、それぞれの活動の過程において情報交換や意見交換などの相互連携を図っており、さらに三様監査報告会を年2回開催し、各監査活動と財務報告に係る内部統制評価活動の実効性を確保しております。

(iii) 内部監査の実効性を確保するための取組み

法務・監査部は、上記(i) c. 手続に記載したとおり、内部監査規程に基づき、内部監査の結果および改善が必要な事項・勧告すべき事項等を遅滞なく代表取締役社長に対して報告を行い、並行して、取締役会および監査役会に対して、定期的開催会議の席上において直接報告を行っております。

当該内部監査の報告を受けた取締役会および監査役会は、討議を実施し、内部監査で把握された諸事項についての質疑、深慮遠謀に富む議論を展開しております。

デュアルレポーティングラインの構築・運用を通じて、内部監査の実効性が高められております。

イ. 前澤化成工業

業務プロセスの効率性及び適正性を検証するため、社長直結の内部監査室に専任3名を配置し、各部門の業務監査並びに社長特命による監査を行っております。

なお、内部統制部門である総務部、経理部などは、内部監査室、監査役及び会計監査人に対し、取締役会を通じて報告書や情報を提供しているほか、必要に応じて直接、情報提供や意見の交換を行っております。

また、内部監査室が、代表取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人と定期的に意見交換する機会を持ち、内部監査上の意見及び情報の交換を行うことにより内部監査の実効性を確保できる体制としております。なお、2025年6月24日開催の定時株主総会の議案(決議事項)として、「定款一部変更の件」を提案し、当該議案の可決されたことにより、前澤化成工業は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。移行後は、監査等委員会がこれまでの監査役活動を踏まえ、内部監査室及び内部統制部門と緊密な連携を図り、適切な監査活動の遂行に努めております。

③ 会計監査の状況

共同持株会社は新設する会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の会計監査人につきましては、EY新日本有限責任監査法人を選任する予定です。

④ 監査報酬の内容等

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定です。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定するものとする予定です。

なお、共同持株会社の設立の日から2027年3月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として共同持株会社から受ける財産上の利益の総額は、2026年3月31日に開催される前澤工業及び前澤化成工業の臨時株主総会にて承認されることを前提として、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額については年額2億円以内とする旨、監査等委員である取締役の報酬等の額については年額8千万円以内とする旨、並びに、共同持株会社の成立時点における前澤工業又は前澤化成工業の取締役である共同持株会社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち、株式報酬制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容を、共同持株会社の定款(附則)に定める予定です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の株式の保有状況につきましては、両社の有価証券報告書（前澤工業については2025年8月27日提出、前澤化成工業については2025年6月23日提出）をご参照ください。

第5【経理の状況】

共同持株会社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、両社の有価証券報告書（前澤工業については2025年8月27日提出、前澤化成工業については2025年6月23日提出）、両社の半期報告書（前澤工業については2026年1月13日提出、前澤化成工業については2025年11月13日提出）をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

共同持株会社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当金額として別途定める金額
公告掲載方法	共同持株会社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する共同持株会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を共同持株会社の定款で定める予定です。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

共同持株会社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当社は本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

①有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類

2026年3月5日関東財務局長に提出

②訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）

2026年4月6日関東財務局長に提出

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の前澤工業及び前澤化成工業が、それぞれ最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間に提出した、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書並びに訂正報告書は以下のとおりであります。

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

前澤工業

事業年度 第79期（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

2025年8月27日関東財務局長に提出

前澤化成工業

事業年度 第71期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

2025年6月23日関東財務局長に提出

②【半期報告書】

前澤工業

事業年度 第80期半期（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

2026年1月13日関東財務局長に提出

前澤化成工業

事業年度 第72期半期（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

2025年11月13日関東財務局長に提出

③【臨時報告書】

前澤工業

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年9月4日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2025年12月16日関東財務局長に提出

前澤化成工業

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書

2025年2月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年6月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2025年12月16日関東財務局長に提出

④【訂正報告書】

前澤工業

訂正報告書（上記①の2025年8月27日付有価証券報告書の訂正報告書）

2026年2月2日に関東財務局長に提出

前澤化成工業

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

前澤工業

前澤工業株式会社 本店
(東京都中央区新川一丁目5番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

前澤化成工業

前澤化成工業株式会社 本店
(東京都中央区日本橋小網町17番10号)
前澤化成工業株式会社 北関東支店
(さいたま市大宮区東町二丁目20番)
前澤化成工業株式会社 関西支店
(大阪市中央区安土町三丁目3番9号)
前澤化成工業株式会社 中部支店
(名古屋市中区錦二丁目9番29号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【上場申請会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。